告示

○法務省告示第五百四十四号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年一月十五日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十二月十五日

法務大臣　上川　陽子

沖縄縣宮古郡多良間村字塩川三百七十七番地

仲村　ウタ

○法務省告示第五百四十五号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年一月十五日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十二月十五日

法務大臣　上川　陽子

沖縄縣宮古郡多良間村字塩川百八十一番地

鉢嶺　民藏

○法務省告示第五百四十六号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年一月十五日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十二月十五日

法務大臣　上川　陽子

沖縄縣宮古郡多良間村字塩川百四十六番地内第一号

新﨑眞佐七

○法務省告示第五百四十七号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年一月十五日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年十二月十五日

法務大臣　上川　陽子

沖縄縣宮古郡多良間島仲筋村百七番地

石垣　泰致

○外務省告示第三百七十九号

平成二十六年十一月十九日にベルリンで、税関に係る事項における相互支援及び協力に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同年十二月十九日に効力を生ずる。

平成二十六年十二月十五日

外務大臣　岸田　文雄

税関に係る事項における相互支援及び協力に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

日本国政府及びドイツ連邦共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

関税法令に対する違反が、それぞれの国の経済、財政、社会、公衆衛生、文化及び商業上の利益並びに公共の安全を害するものであることを考慮し、

関税その他の輸出入に際し徴収される税の正確な査定を確保することの重要性を考慮し、

武器、爆発物、化学物質、生物物質、核物質、麻薬、向精神薬及び前駆物質の国境を越える違法な取引が社会への脅威となることを考慮し、

それぞれの国の関税法令の運用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識し、

両税関当局間の協力が関税法令違反に対する行動を一層効果的なものとし得ることを確信し、

特定の物品に関する禁止、制限及び規制のための特別な措置を内容とする国際協定に留意し、

千九百五十三年十二月五日の相互行政支援に関する関税協力理事会の勧告を考慮し、

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定に留意して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a)　「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過並びに物品をその他の税関手続の管理下に置くことに関する日本国又はドイツ連邦共和国の法令であって、関税、輸入税、輸出税その他の税又は税関当局がその権限の範囲内において物品の移動を禁止し、制限し、及び規制する措置に関連するものをいう。

(b)　「税関当局」とは、日本国にあっては財務省、ドイツ連邦共和国にあっては連邦財務省をいう。

(c)　「情報」とは、データ、文書、報告その他の連絡をいう。

(d)　「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。

(e)　「者」とは、自然人又は法人をいう。

(f)　「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関する情報をいう。

(g)　「要請当局」とは、支援を要請する税関当局をいう。

(h)　「被要請当局」とは、支援を要請された税関当局をいう。

(i)　「関税領域」とは、各締約国政府の国の関税法令が施行されている当該国の領域をいう。

(j)　「監視付移転」とは、犯罪を調査するため及び犯罪を実行し、又はその実行に関与した者を特定するため、一の国の権限のある当局が、事情を知りながら、かつ、その監視の下に、不正な又はその疑いがある送り荷が当該国の領域を出、これを通過し、又はこれに入ることを認めることとする方法をいう。

第二条

(1)　両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、及び調査するため、この協定の規定に従って、それぞれの税関当局を通じて相互に支援する。

(2)　両締約国政府は、欧州連合の加盟国としてのドイツ連邦共和国の責務と両立する限りにおいて、それぞれの税関手続の簡素化及び調和のため、それぞれの税関当局を通じて協力するよう努める。

(3)　この協定は、両締約国政府により、それぞれの国の法令に従い、かつ、それぞれの税関当局の利用可能な資源の範囲内で適用される。この協定は、他の国際協定（刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定を含む。）に基づく両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(4)　この協定は、欧州連合の加盟国としてのドイツ連邦共和国の現在又は将来の義務に関する欧州連合の法令及びこれらの義務を履行するために制定される法令（特に欧州連合の欧州委員会の権限のある機関と加盟国の税関当局との間の情報交換を規律するもの）に基づくドイツ連邦共和国の義務並びに欧州連合の加盟国間の国際協定によって生ずるドイツ連邦共和国の現在又は将来の義務に影響を及ぼすものではない。